

開発審査会基準第11号

地域振興のための工場等

地域振興を図る必要があるものとして立地する工場等のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が自己の業務用のもので、第1項又は第2項に該当し、かつ第3項から第6項までに該当するものとする。

- 1 当該工場等は、地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域（昭和61年12月8日指定）における技術先端型業種に該当する工場又は研究所とする。
- 2 当該工場等は、都市計画法第34条第12号に基づく条例が適用される市町村において、所在市町村長が定めた区域内に立地するもので、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」（平成30年2月15日付け29産通第407号愛知県産業労働部長通知）に規定する「地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種」に該当する工場又は研究所で、所在市町村長が地域振興を図るため必要であると認めるもの。
 - (2) 申請地は、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域を含む場合、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められるもの。
 - (3) 敷地面積が3,000平方メートル以上であるもの。
 - (4) 敷地の主たる出入口が面する道路幅員が9メートル（1ヘクタール未満にあっては6メートル）以上であるもの。
- 3 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ヘクタール未満であること。ただし、第2項の場合で開発行為が完了するまでに地区計画が定められるものにあつては、20ヘクタール未満とすることができる。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 6 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準第1項に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする

附 則

この基準は、昭和61年12月4日から施行する。

附 則

この基準は、昭和63年2月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(基準改正に伴う経過措置)

改正愛知県開発審査会基準第11号(令和3年12月23日議決、改正基準)の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第11号(平成30年3月15日議決、旧基準)に該当するとして許可申請がされたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

開発審査会基準第11号の運用基準

- 1 基準第1項に規定する「技術先端型業種」は、別添(愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」)に掲げる業種とする。
- 2 基準第1項又は第2項(1)に該当する工場又は研究所は、基準第1項にあっては知事又は事務処理市長が、基準第2項(1)にあっては所在市町村長が、愛知県経済産業局及び建築局によって構成される業種該当性判定会において、いずれかの工場等に該当する旨の回答を受けたものとし、回答があった日から3年以内に許可申請されたものとする。
- 3 基準第2項に規定する「所在市町村長が定めた区域」は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域に基づき、その区域の範囲を区域図(縮尺1/2,500程度の平面図)として示されたものとする。
- 4 基準第2項(2)に規定する「都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域」には、次のいずれかに該当する区域を含まないものとする。
 - (1) 都市計画法施行令(以下「令」とする。)第29条の9各号に掲げる区域の指定が解除されることが決定している区域。
 - (2) 令第29条の9各号に掲げる区域の指定が短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域。
 - (3) (1)又は(2)と同等以上の安全性が確保されると認められる区域。
- 5 基準第2項(2)に規定する「想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められるもの」は、次に該当するものとする。
 - (1) 令第29条の9第4号に掲げる区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域が指定されている区域を除く。)について、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 土砂災害が発生した場合に同法第8条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能なもの。
 - ロ 土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されたもの。
 - ハ イ又はロと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。
 - (2) 令第29条の9第6号に掲げる区域について、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 洪水等が発生した場合に水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能なもの。
 - ロ 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるもの。
 - ハ イ又はロと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。
 - (3) (1)及び(2)に掲げる区域のほか、令第29条の9各号に掲げる区域について、想

定される災害に応じた安全上及び避難上の対策により、安全性が確保されると認められるもの。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(資 料)

地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域

(昭和61年12月8日指定)
(平成13年10月12日一部変更)
(平成14年4月1日一部変更)
(平成15年4月1日一部変更)
(平成15年8月20日一部変更)
(平成17年4月1日一部変更)
(平成17年7月7日一部変更)
(平成17年10月1日一部変更)
(平成18年2月1日一部変更)
(平成18年3月20日一部変更)
(平成18年4月1日一部変更)
(平成19年11月30日一部変更)
(平成20年1月15日一部変更)
(平成21年10月1日一部変更)
(平成22年1月4日一部変更)
(平成22年2月1日一部変更)
(平成22年3月22日一部変更)
(平成23年4月1日一部変更)
(平成24年1月4日一部変更)

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第34条第14号及び都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号)第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、工場等の立地を行うことにより地域振興を図る必要がある区域を下記のとおり指定する。

記

瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市(平成17年9月30日における新城市の区域に限る。)、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び幸田町の市街化調整区域(原則として農用地区域、保安林、自然公園区域(普通地域を除く。)、史跡・名勝・天然記念物、文化財包蔵地等積極的に保存すべき区域等を除く。)

愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」

(平成20年7月10日施行)

(平成25年9月6日施行)

(平成29年4月1日施行)

都市計画法(昭和43年6月15日法律第百号)第34条第14号及び都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第百五十八号)第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、地域振興のため立地することがやむを得ないと認められる工場等の業種、製品及び加工技術を下記のとおりとする。

1 旧建設省通達(昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号)により指定された次に掲げる技術先端型業種(日本標準産業分類平成25年10月改定による。)

(1) 医薬品製造業(165)

ア 医薬品原薬製造業(1651)

イ 医薬品製剤製造業(1652)

ウ 生物学的製剤製造業(1653)

エ 生薬・漢方製剤製造業(1654)

オ 動物用医薬品製造業(1655)

(2) 通信機械器具・同関連機械器具製造業(301)

ア 有線通信機械器具製造業(3011)

イ 携帯電話機・PHS電話機製造業(3012)

ウ 無線通信機械器具製造業(3013)

エ ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業(3014)

オ 交通信号保安装置製造業(3015)

カ その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業(3019)

(3) 映像・音響機械器具製造業(302)

ア ビデオ機器製造業(3021)

イ デジタルカメラ製造業(3022)

ウ 電気音響機械器具製造業(3023)

(4) 電子計算機・同附属装置製造業(303)

ア 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)(3031)

イ パーソナルコンピュータ製造業(3032)

ウ 外部記憶装置製造業(3033)

エ 印刷装置製造業(3034)

オ 表示装置製造業(3035)

カ その他の附属装置製造業(3039)

(5) 電子応用装置製造業(296)

ア X線装置製造業(2961)

イ 医療用電子応用装置製造業(2962)

ウ その他の電子応用装置製造業(2969)

(6) 電気計測器製造業(297)

ア 電気計測器製造業(2971)

イ 工業計器製造業(2972)

ウ 医療用計測器製造業(2973)

- (7) 電子デバイス製造業（２８１）
 - ア 電子管製造業（２８１１）
 - イ 光電変換素子製造業（２８１２）
 - ウ 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）（２８１３）
 - エ 集積回路製造業（２８１４）
 - オ 液晶パネル・フラットパネル製造業（２８１５）
- (8) 電子部品製造業（２８２）
 - ア 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（２８２１）
 - イ 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業（２８２２）
 - ウ コネクタ・スイッチ・リレー製造業（２８２３）
- (9) 記録メディア製造業（２８３）
 - ア 半導体メモリメディア製造業（２８３１）
- (10) 電子回路製造業（２８４）
 - ア 電子回路基板製造業（２８４１）
 - イ 電子回路実装基板製造業（２８４２）
- (11) ユニット部品製造業（２８５）
 - ア 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業（２８５１）
 - イ その他のユニット部品製造業（２８５９）
- (12) その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９）
 - ア その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９９）
- (13) 医療用機械器具・医療用品製造業（２７４）
 - ア 医療用機械器具製造業（２７４１）
 - イ 歯科用機械器具製造業（２７４２）
 - ウ 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）（２７４３）
 - エ 歯科材料製造業（２７４４）
- (14) 光学機械器具・レンズ製造業（２７５）
 - ア 顕微鏡・望遠鏡等製造業（２７５１）
 - イ 写真機・映画用機械・同附属品製造業（２７５２）
 - ウ 光学機械用レンズ・プリズム製造業（２７５３）

2 先端技術が応用されていると認められる次に掲げる業種

（日本標準産業分類平成２５年１０月改定による。）

- (1) ガラス繊維・同製品製造業（２１１７）のうち、石英系光ファイバ素線の製造業
- (2) 電気用陶磁器製造業（２１４４）及び理化学用・工業用陶磁器製造業（２１４５）のうち、ＩＣ基板等電気機械の特性を向上させる目的で製造される陶磁器製品の製造業及び導電性セラミックス等製品の製造業
- (3) 金属工作（加工）機械製造業（２６６１，２６６２）のうち、数値制御装置付自動工作機械等の高機能の機械製造業
- (4) 複写機製造業（２７１１）及びその他の事務用機械器具製造業（２７１９）のうち事務用電子機器の製造業
- (5) ロボット製造業（２６９４）
- (6) 内燃機関電装品製造業（２９２２）のうち、エンジン集中制御システム等のコンピュータ制御された内燃機関電装品の製造業
- (7) 自動車・同附属品製造業（３１１１，３１１２，３１１３）のうち、衝突防止システム・車線逸脱防止システム等高度技術が活用された自動車及びその附属品の製造業

- (8) 鉄道車両・同部分品製造業（3121, 3122）のうち、新交通システム関連部品の製造業
- (9) 航空機製造業（3141）及び航空機用原動機製造業（3142）
- (10) その他の航空機部分品・補助装置製造業（3149）のうち、航空機本体を構成する部分品・補助装置の製造業
- (11) 他に分類されない輸送用機械器具製造業（3199）のうち、ロケット、人工衛星等の宇宙関連機械の製造業
- (12) 理化学機械器具製造業（2738）のうち、バイオ実験装置等の特殊な科学研究用・教育用機械器具の製造業
- (13) その他の楽器・楽器部品・同材料製造業（3249）のうち、電子部品を組み込んだ電子楽器の製造業
- (14) 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（3296）のうち、従来の記憶媒体に新技術が応用され特性が向上したものの製造業
- (15) 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）（3251）のうち、TVゲーム等の電子部品を組み込んだものの製造業（児童乗物を除く）

3 次に掲げる製品の製造業

- (1) 別表1に掲げる先端技術を応用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業
- (2) 別表2に掲げる先端技術を応用した材料の製造業並びに当該材料を使用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業

4 次に掲げる高度加工技術に係る製造業

製品の加工において、別表3に掲げる超精密加工、超微細加工、高度機械加工、薄膜化加工、積層造形技術、表面硬化加工、接合、表面処理及び先進成形を行なうため製法特許を取得している者等のうち、特に高度な加工技術（単に、先端技術を応用した加工精度の高い機械等を使用して製造するもの、及び作業者の技能に依存するものは除く。）を応用していると認められる製造業

別表1

先端技術を応用した製品

分野	製 品	
	区 分	製 品 名 (例 示)
1. 情報技術	1.1 コンピュータ	パーソナルコンピュータ、ワークステーション、スーパーコンピュータ、光コンピュータ、端末制御装置、インテリジェントターミナル、マイクロプロセッサ
	1.2 コンピュータ素子	光電変換素子、電荷結合素子、光結合素子、ジョセフソン素子、ディレイライン、集積回路、超LSI、抵抗チップ、磁気バブルメモリー、ICメモリー、ICパッケージ
	1.3 コンピュータ周辺機器	記憶媒体、記憶媒体読み取り装置、各種プリンタ機器、パターン認識装置、音声認識装置、音声合成装置、ITS（高度道路交通システム）関連機器、画像処理装置
	1.4 光電子機器	レーザー装置、レーザー応用装置、レーザーレーダー装置、ファイバーオプティックコネクタ、エレクトロルミネセンス、フォトカプラー、発光ダイオード、液晶表示装置、プラズマディスプレイ、光電子・通信システム、有機ELディスプレイ
	1.5 メカトロニクス・ロボット関連機器	自動組立機械、部品自動供給装置、自動検査装置、マニピュレータ、マイクロマシン、産業用ロボット、知能ロボット、群管理システム、集中監視システム、小物部品組立フィンガーシステム・生産ライン、自動仕分けシステム、工作機械無人化システム、フレキシブル・マニファクチュアリング・システム（FMS）、コンピュータ・エイデッド・デザイン（CAD）システム、CAD/CAM/CAEシステム
	1.6 通信機器関連機器・システム	テレビ電話、各種電話応用装置、多重放送機材、画像通信システム、データ放送機器、デジタル放送機器、ATM関連システム、金融オンラインシステム、CATVシステム、テレメータリングシステム、公衆デジタル通信システム、衛星通信システム、パケット交換システム、警備保障システム、ネットワーク機器
	1.7 事務用情報処理機器	電子複写機、OCR、各種専用端末システム、モバイル型情報機器、POSシステム
	1.8 医療用電子機器	超音波診断装置、凍結手術装置、レーザーメス、患者監視装置、核医学装置、光ファイバースコープ、内視鏡、医療情報システム、電子線治療装置、医用パイピング・システム、診断機器、分析機器、ペースメーカー、ホスピタル・オートメーション、輸液装置、手術援助装置
	1.9 家庭用電子機器	音響映像複合製品、PCMオーディオ（ビデオ）アダプター、DVD（BD）プレーヤー、DVD（BD）レコーダー、ハイビジョン対応製品（プレーヤー、レコーダー）、液晶テレビ、情報家電、コンピュータゲーム機
2. ライフサイエンス	2.1 バイオテクノロジー関連	抗ガン剤、生物学的製剤、バイオリアクター、抗生物質、その他医療品、新酵素、動物（植物）の細胞融合利用製品、生理活性物質、DNA技術関連製品、バイオセンサー、組織培養関連製品、ゲノム製剤
	2.2 人工医療部材	人工血液、人工血管、人工弁、人工臓器、人工骨、人工皮膚、人工生体組織
3. 環境・エネルギー分野	3.1 環境・自然エネルギー関連	排ガス浄化機器、太陽熱発電プラント、風力発電装置、波流発電装置、波力発電装置、河川流発電装置、地熱発電プラント、ソーラーシステム、海洋温度差発電装置、太陽電池、バイオマスエネルギー装置

分野	製品	
	区分	製品名 (例示)
3. 環境・エネルギー分野	3.2 新エネルギー関連	LNG冷熱利用システム、廃熱回収システム、高温ガス炉、燃料電池、長寿命電池、水素エネルギーシステム、スターリングエンジン、コージェネレーションシステム、高効率ヒートポンプ、高効率蓄電池、高効率キャパシタ、水素改質装置、ガスタービン・ガスエンジン発電装置、ハイブリッド車関連製品、燃料電池車関連製品、コモンレール関連製品、スマートグリッド関連装置
4. 輸送機器・先端輸送機器	4.1 航空・宇宙機器関連	航空機機体・同関連部品、エンジン、複合型LTA関連製品、宇宙機器、人工衛星、ロケット・同関連部品
	4.2 先端輸送機器関連	低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車、自動運転対応車、リニアモーターカー、関連部品

別表2 先端技術を応用した材料

製品	
区分	材料名 (例示)
5.1 環境関連	生分解性プラスチック、光触媒材料、セラミックス系環境浄化素材、排ガス浄化素材、電磁波シールド材
5.2 高分子材料	エンジニアリング・プラスチック (ポリカーボネード、ポリアセタール、ポリアミド)、逆浸透膜、ポリイミド
5.3 ファインセラミックス	機能性セラミック (圧電素子、熱電素子、センサー)
5.4 その他の新材料	半導体材料、光ファイバー、磁性材料 (フェライト)、超耐熱合金、酸化物単結晶、炭素繊維、カーボンナノ材料 (カーボンナノチューブ、フラーレン、グラフェン等)、生体適合性材料、炭化ケイ素、窒化ガリウム、高性能・高機能繊維 (炭素繊維、アラミド繊維、ナノファイバー等)、形状記憶材料、希少金属代替材料、有機-無機ハイブリッド材料

別表3 高度加工技術

区分	内容 (例示)
1. 超精密加工	超精密機械加工、非球面精密加工、精密鋳造、電子ビーム加工 (溶接等)
2. 超微細加工	プラスチックマイクロ成形加工、細線化加工、超微粉化加工、精密表面加工
3. 高度機械加工	メタルインジェクション加工 (金属射出成形)、難加工材料機械加工
4. 薄膜化加工	プラズマ溶射、PVD (スパッタリング、真空蒸着、イオンプレーティング)、CVD (熱、減圧、プラズマ)
5. 積層造形技術 (ラピッド・プロトタイプング)	光硬化樹脂積層造形法、粉末焼結積層造形法、シート積層法、熱溶解積層法、インクジェット法
6. 表面硬化加工	真空熱処理 (浸炭、窒化)
7. 接合技術	摩擦攪拌接合、異種材料接合、レーザー接合
8. 表面処理技術	金属、プラスチック、セラミック等の表面処理 (プラズマ処理、コーティング、ブラスト加工等)
9. 先進成形技術	真空補助樹脂注入成形法 (VaRTM)、セミソリッド成形法

注 これらの技術を活用して、製品、部分品又は部品を製造するものを対象とする。

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針

1 目的

この指針は、本県における産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、県内の優れた産業基盤や地域特性を生かして、産業集積の形成及び活性化を促進することにより、産業力の強化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

2 現状と課題

これまでこの地域には、自動車産業をはじめ、工作機械や鉄鋼、繊維等の地場産業まで幅広いモノづくり産業が集積し、これらの産業が技術革新を競い合うことで新たなイノベーションを生み出してきた。

こうした中、本県では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第5条に基づき策定した愛知県内各地域の基本計画（西尾張地域基本計画、東尾張地域基本計画、西三河地域基本計画、東三河地域基本計画）において、企業立地等を重点的に促進すべきとして指定した業種（以下「指定集積業種」という。）について産業集積の形成及び活性化を図ってきたところである。

今回、企業立地促進法が平成29年7月に改正され、これまで産業集積の指針としていた基本計画は平成30年3月末日をもって効力が終了することとなったものの、本県における産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に変わりはない。

更に、グローバル化の進展により産業空洞化の懸念が高まるなど、我が国の製造業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に産業集積を促進させ、集積が集積を呼び、イノベーションが好循環を生む産業基盤の強化を図ることが求められている。

3 目指すべき方向性

本県は、県内における全雇用者数の約2.5割、売上高の約4割、付加価値額の約3割を製造業が占めており、製造品出荷額等が昭和52年以来39年連続で日本一を続けるなど、我が国のものづくりをリードする産業県である。

今後も、その強い産業力を更に強くすることで、働く場をつくり、人を呼び込み、そこでまた新たな産業や仕事が生み出されるという好循環を継続・加速させていく。

4 集積業種

本指針では、地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種（以下「集積業種」という。）を別表のとおり定める。

なお、定めるにあたっては、自然的・経済的・社会的な条件などから4つの地域（西尾張・東尾張・西三河・東三河）に区分し、産業基盤や地域特性に応じて定めることとする。

5 方策

(1) 立地優遇施策

平成24年度より「産業空洞化対策減税基金」を積み立て、これを原資とする立地補助制度を運用し、次世代を担う産業の集積と県外企業の新規立地、県内企業の再投資の促進を図っている。

このうち「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」については、20年以上県内に立地している企業の再投資を市町村と共に支援するため、指定集積業種を補助対象分野のひとつとして設定してきたが、今後は集積業種を補助対象分野のひとつとして設定し、産業集積を推進していく。

(2) 規制緩和

平成 20 年 7 月より、本県の企業誘致に必要な用地確保の課題に対応するため、指定集積業種に属する事業の用に供する工場又は研究所を「地域振興のための工場等」として市街化調整区域での立地を認めており、今後は集積業種に属する事業の用に供する工場等の立地を認めることにより、産業集積を推進していく。

6 見直し

本指針は、施行後 5 年を経過した場合において、地域における産業集積の状況を考慮し必要があると認めるときは見直しを図るものとする。ただし、5 年以内における見直しを妨げるものではない。

附 則

この指針は平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

別表

地 域	産 業	業 種
西尾張地域	輸送機械関連産業	11 繊維工業
		16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）
		18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19 ゴム製品製造業
		22 鉄鋼業
		23 非鉄金属製造業
		24 金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）
	30 情報通信機械器具製造業	
	31 輸送用機械器具製造業	
	32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）	
	繊維関連産業	11 繊維工業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
	電気・電子機器関連産業	11 繊維工業
		18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19 ゴム製品製造業
		21 窯業・土石製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業

		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	機械・金属 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業 及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	農商工連携 関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）
東尾張地域	輸送機械関 連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業 及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除 く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医 療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	繊維関連産 業	11 繊維工業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除 く。）
	機械・金属 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業

		及び166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323時計・同部分品製造業に限る。）
健康長寿関連産業		9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業（161化学肥料製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323時計・同部分品製造業及び3297眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
新エネルギー関連産業		11 繊維工業 16 化学工業（161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業及び166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業及び2973医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323時計・同部分品製造業に限る。）

	農商工連携 関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
西三河地域	輸送機械関 連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業 及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医 療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	電気・電子 機器関連産 業	11 繊維工業 21 窯業・土石製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	機械・金属	11 繊維工業

	関連産業	16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	健康長寿関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
	農商工連携関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業
東三河地域	輸送機械関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業

	<p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
繊維関連産業	<p>11 繊維工業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p>
機械・金属関連産業	<p>11 繊維工業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>23 非鉄金属製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
健康長寿関連産業	<p>9 食料品製造業</p> <p>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）</p> <p>11 繊維工業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。）</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）</p> <p>71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所に限る。）</p>
新エネルギー関連産業	<p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。）</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p>
農商工連携	<p>9 食料品製造業</p>

	関連産業	10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
--	------	---

備考 1 西尾張地域、東尾張地域、西三河地域及び東三河地域とは、それぞれ次に定める区域をいう。

- (1) 西尾張地域 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
- (2) 東尾張地域 名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡及び知多郡の区域
- (3) 西三河地域 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡の区域
- (4) 東三河地域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域

2 業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）で定める中分類、小分類及び細分類による。